

令和3年1月27日

公立・公私連携こども園長 様

こども教育保育課長

令和3年度 長期休業日等の取り扱いについて（通知）

みだしのことについて、五輪・パラリンピック特別措置法の改正に基づき休日に変更されました。それに伴い夏季休業日、秋季休業日に変更になりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 国民の休日

通常		令和3年度
海の日	7月の第3月曜日	7月22日（木）へ移動
スポーツの日	10月の第2月曜日	7月23日（金）へ移動

2. 長期休業日

通常		令和3年度
夏季休業日	運営規程（公立用）第8条関係 抜粋 (3)夏季休業日 7月21日から8月25日まで	7月21日（水） ～ 8月24日（火）
秋季休業日	運営規程（公立用）第8条関係 抜粋 (4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の 火曜日から10月の第2月曜日の直後の 金曜日まで (7) その他市長が必要と認める日	10月11日（月） ～ 10月15日（金）

補足

○本市の特色として2学期制を実施しており、地域の伝統行事に親しみを持ってほしいとのねらいの下、秋休みの期間を設けております。令和2年度と同じく、スポーツの日が移動になったことから、令和3年度は、夏休みの最後の1日を繰り上げて10月11日（月）を休業日としています。

○10月11日（月）は公休日ではないため、園は開園し、通常通り2号園児の保育及び1号園児の一時預かり保育を行います。

○その他の日程については、運営規定通りとなります。